



2024年3月14日

各 位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員
渡 辺 昭 彦
(コード番号8032 東証プライム)
問合せ先 執行役員 管理本部 本部長
藤 井 賢 一郎
TEL : 03-5548-4026

独立行政法人国立印刷局を発注者とする再生巻取用紙の入札に関する 公正取引委員会の発表について

本日、公正取引委員会から、独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者に対して独占禁止法第3条（不当な取引制限）の規定に違反する行為を行ったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った旨の発表がありました。

当社は、本件に関し、公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用申請を行い、過去の違反行為を自主的に申告するとともに、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

その結果、当社は、排除措置命令及び課徴金納付命令のいずれも受けておりませんが、本件に関与していた事態を厳粛かつ真摯に受け止め、独占禁止法の遵守を徹底するために再発防止策を策定し、その一部はすでに実施しておりますが、今後実施いたします再発防止策とあわせて、以下のとおりお知らせいたします。

本件の違反行為に関わり、株主の皆様、取引先の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後は、独占禁止法遵守のみならずコンプライアンスの徹底を強化し、本件を踏まえて策定した再発防止策を着実に実施してまいります。

1. 本件に関する原因

本件の事態に至る原因については、様々な問題点があると認識しておりますが、特に以下の要因が挙げられます。

- 独占禁止法遵守に関する当社役職員への周知徹底が不足しており、本件関与者の多くが、当該法令を理解し、遵守すべき事項として十分に認識するに至っていなかったこと。
- 本件関与者において当該法令に関する理解及び認識が十分であっても、本件について具体的に問題視し、是正する対応、たとえば既存の内部通報制度の利用による早期発見に結び付けられなかったこと。

2. 主な再発防止策

1) 実施済みの再発防止策

(1) コンプライアンス最優先の業務運営の徹底	①官公省庁を発注者とする入札及び民間企業を発注者とする見積合わせの実態調査を受けた適切な価格決定のプロセスの周知
	②独占禁止法遵守に関するセミナー（第1回）を受講した当社役職員の質疑応答を社内公開することによる独占禁止法遵守に関する理解度及び認識度の向上の推進
(2) 独占禁止法遵守に向けた体系的な社内規程の整備	①独占禁止法の遵守に関する規程の制定
	②競合他社と、独占禁止法に違反し、又は違反するおそれのある接触を行わないこと等を定めた独占禁止法遵守方針の制定

2) 今後実施する再発防止策

(1) コンプライアンス最優先の業務運営の徹底	①代表取締役社長による当社全役職員に対する再発防止に向けたメッセージの発信
	②コンプライアンスハンドブックを刷新し、当社全役職員への配付による意識向上の徹底
	③独占禁止法に関する理解度及び認識度の更なる向上を目的とした、外部専門家の指導を受けた独占禁止法遵守に関するセミナー（第2回）の実施
(2) 内部通報制度の周知徹底の更なる強化	内部通報制度に関する社内掲示ポスターの刷新及び各拠点等への訪問による周知活動の実施
(3) 独占禁止法遵守状況の定期的な監査の実施	監査における独占禁止法遵守に向けた定期的なアンケートの実施
(4) 独占禁止法遵守に関するガイドラインの作成	独占禁止法遵守に関するセミナー（第2回）の内容を盛り込んだ小冊子の作成及び当社全役職員への配付

以上